

議案第 23 号

飛騨市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

分担金徴収率の改定に伴う改正

## 飛驒市土地改良事業事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市土地改良事業分担金徴収条例（平成16年飛驒市条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業名	区分	分担金の総額	摘要
市営土地改良事業	ほ場整備事業 （暗渠排水等農地に関するものを含む）	総事業費の15%	
	農道整備事業	総事業費の10%	
	かんがい排水事業 （用水路及び排水路、頭首工、機械揚水、ため池等）		排水路は徴収しない
	一等水路	総事業費の3%	他市町村に受益面積を有するもので、受益面積100ヘクタール以上の用水施設
	二等水路	総事業費の5%	受益面積100ヘクタール以上の用水施設
	一等水路及び二等水路以外の水路	総事業費の10%	

備考 事務費は、総事業費に含まない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

飛騨市土地改良事業分担金徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行					改 正 案				
本則・附則 略 別表（第2条関係）					本則・附則 略 別表（第2条関係）				
事業名	区分	分担金の総額	限度額	摘要	事業名	区分	分担金の総額	_____	摘要
市営土地改良事業	ほ場整備事業	総事業費の <u>30%</u>			市営土地改良事業	ほ場整備事業	総事業費の <u>15%</u>		
	_____					(暗渠排水等 農地に関する ものを含む)			
	農道整備事業	_____			農道整備事業	総事業費の <u>10%</u>			
	新設改良	総事業費の <u>20%</u>			_____	_____			
	舗装	総事業費の <u>20%</u>			_____	_____			
	かんがい排水事業			一戸当 たり15 万円		かんがい排水事業			排水路は徴収しない
					(用水路及び 排水路、頭首 工、機械揚水、 ため池等)				
一等水路		総事業費の 3%		他市町村に受益面積及 び流域面積を有するも ので、受益面積100ヘク ター以上 <sup>の</sup> 用水路又 は流域面積200ヘクタ ー以上の排水路	一等水路		総事業費の 3%		他市町村に受益面積____ _____を有するも ので、受益面積100ヘク ター以上 <sup>の</sup> 用水施設

二等水路	総事業費の 5%	受益面積100ヘクタール以上の用水路又は流域面積200ヘクタール以上の排水路
三等水路	総事業費の 10%	受益面積50ヘクタール以上の用水路又は流域面積100ヘクタール以上の排水路
その他の水路	総事業費の 20%	前記以外の用排水路
暗渠排水事業 <small>きよ</small>	総事業費の 30%	
特定農業用管水路等特別対策事業	総事業費の 3%	

備考 事務費は、総事業費に含まない。

二等水路	総事業費の 5%	受益面積100ヘクタール以上の用水施設
_____	_____	_____
_____	_____	_____
一等水路及び二等水路以外の水路	総事業費の 10%	_____
_____	_____	
_____	_____	
_____	_____	

備考 事務費は、総事業費に含まない。

## 飛騨市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する 条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

分担金徴収率の改定等に伴う改正

### 2 改正の内容

人口減少・高齢化によりこれまで土地所有者や集落を中心に行われてきた農地農業用施設の維持管理が困難となり農業農村環境が悪化していくことが危惧されていることから、市が行う土地改良事業における受益者負担を軽減することで農地農業用施設の適切な改修・維持補修を促し、将来にわたって健全な農業農村環境を保全するため、所要の改正を行うもの。

#### (1) 分担金徴収率の改定 (別表関係)

- ① 別表のほ場整備事業区分に「(暗渠排水等農地に関するものを含む)」を追加し、分担金の総額について総事業費の30%を15%に改める。
- ② 農道整備事業区分の新設改良及び舗装を統合し、分担金の総額について総事業費の20%を10%に改める。
- ③ その他の水路区分を「一等水路及び二等水路以外の水路」に改め、分担金の総額について総事業費の20%を10%に改める。

#### (2) その他の改正 (別表関係)

- ① かんがい排水事業について、区分欄に「(用水路及び排水路、頭首工、機械揚水、ため池等)」を追加し、摘要欄に「排水路は徴収しない」を追加する。
- ② 一等水路、二等水路の摘要欄の排水路に関する記載を削除する。
- ③ 三等水路の区分を削除する。
- ④ 限度額の区分を削除する。
- ⑤ 暗渠排水事業区分をほ場整備事業区分に含めることから削除する。

⑥ 特定農業用管水路等特別対策事業の区分を事業終了に伴い削除する。

3 施行日 令和3年4月1日